

火災予防上の命令を受けている対象物

消防機関が立入検査等により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

対象物一覧

(一般・危険物)

所在地	名称	命令を受けた者	命令の内容	命令年月日	管轄署
吹田市 岸部南1丁目 5番8号	サニービル (株式会社 浅井鉄工所)	株式会社浅井鉄工所 代表取締役 浅井 昭治	令和6年6月24日まで に自動火災報知設備を 政令の技術上の基準 に従い設置及び改修 すること	令和6年 3月26日	南消防署

令和6年5月21日更新

* 命令事項が履行されるまでの間、情報提供を行います。

問合せ先
消防本部総務予防室
予防グループ
吹田市江坂町1丁目21番6号
TEL:06-6193-1116
FAX:06-6193-0101